

平成28年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第4日目

1 招集年月日 平成28年11月24日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月24日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 11月24日 午後3時18分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 認定第1号 平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第5号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）について

て

日程第4 議案第1号 勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進員の定数に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第6号 平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第7号 平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第8号 平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第9号 平成28年度勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入契約の締結について

日程第12 議案第10号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第12号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）について

日程第15 報告第1号 勝浦町子育て交流支援センター改築工事変更請負契約の締結について

日程第16 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成28年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，認定第1号，平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

認定第1号を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ありませんので，本件は第二読会に付することに決定しました。

これより第二読会を開きます。

認定第1号について質疑を行います。

質疑のある議員は発言をお願いします。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） それでは，お聞きします。

27年度F T T Hの更改整備事業についてということで，従来いろいろ質問をしてきております。それで，文書で質問を出すようにという指示がありまして，先月の24日ぐらいですが，視察に私どもが九州へ行く日に質問を出させていただきました。それについて，これ何項目ですか，A4，1枚ぐらいの質問書を出させてもらったんですけども，それに対して11月7日付，約2週間くらいたって回答をいただいております。何点もあるんで，1点だけとりあえず，この回答内容について質問をいたします。

仕様書で使用機器が機種指定されていますと，その指定理由は何ですかというふう

に尋ねております。実際の質問内容では、これにより競争が妨げられたのではないかという一文がついとったわけですが、それに対する答えが、町が住民に向けてのサービスであることから、粗悪な機器を整備してトラブルが数多く発生するようでは困るという理由から最も信頼がおける機種ということで指定することとなりましたというような回答であります。

そこで質問をします。特定の機種を指定した。それ以外のものが粗悪な機器であるという判断をしておるようですが、きちっと比較をしたんでしょうか。粗悪という判断をどのような基準で判断をしたのか。私がいろいろと資料を見せていただいた中には、並べて比較をしてあるような資料はなかったと記憶しております。何をもって粗悪な機器と判断したのか。具体的に名前を言えば、三菱電機さんの機械が指定されておりましたけれども、それ以外に日立製作所であるとか日本電気であるとか富士通であるとか、沖電気、あるいはD Xアンテナとか、日本の通信業界の中核をなすメーカーの機器がありますけれども、それを並べて粗悪と判断した理由について回答をお願いします。

○議長（国清一治君） 1 問目、それだけでいいですか。

○1 番（仙才 守君） ほかのも言わないかんのやね。

○議長（国清一治君） はい。あるんであれば。

○1 番（仙才 守君） あります、あります。

それにより、質問にも書いてありましたが、競争が阻害されたのではないか、公正な競争が妨げられたのではないかという質問をしておりました。実際に入札参加者が3社だけでありまして、この機械でなければならぬというふう指定しておりましたから、実際に出ようがなかったんだらうと思うんです。その入札自体も、形式的な入札に終わったんでないかと疑われるような点もありました。一々言いませんけども。これによって町そのものが損害を受けた可能性は否定できないように思っております。この点につきましてもどのようにお考えなのか、回答をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、粗悪な機種ということで、入札によりまして、やはり低価格な提案というのが出てこようかと思えます。今議員がおっしゃった機種以外でも、まだ外国製であるとかそういった機種をもって整備すれば低廉な

価格で提案もできるというようなところから、今議員がおっしゃったような機種を粗悪な機種とするのではなくて、最も信用が置ける機種ということで、今回の提案をさせていただいたということでご了解をお願いしたいというふうに思います。

また、入札参加者につきまして、3社だけであったということですが、もしほかの方法でと、あるいは機種設定をということで、このあたりにつきましてはもう少し十分な検討が必要であったのかとは思いますが、先ほども申し上げましたが、最も信頼が置ける機種を出していくということで、後々のトラブル発生率になるべく少なく抑えられるでなかろうかということでさせていただきました。また、入札の参加者につきましては、3社という応札になりましたが、ほぼ同時期に県西部でもこういったケーブルテレビに関する整備事業の入札がありまして、伺いましたところ、そのときも3社であったというふうに伺っております。こういった事業につきまして、ある程度専門性が必要になってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 仙才議員，1人2回までですので、もしあれば。

○1番（仙才 守君） 同じ議員が続けて言わないかんの。

○議長（国清一治君） はい、続けて言わなんだら。

1番議員。

○1番（仙才 守君） 昨年度の3月に、この件について私が質問をしました。それについて検証しようということになりまして、そういう答弁をいただいたかと思うんです。それがなかなか検証という作業にならずに、私のほうからあの検証はどうなつとんですかということで2カ月ぐらいたってから問い合わせたわけですけれども、それは引き継ぎ書になかったからやっておりますというようなことで今日に至っておろうかと思うんです。それまでに決算認定に影響を与えないような形でいろんな話ができる可能性もあったと思うんですけれども、今日に至っておるということは非常に残念なことだというふうに思っております。

その中で、私が、それじゃあ検証を始めようかというふうになったときに、各社からどんな提案が出ているのか見せてくださいということをお尋ねしたと思うんです。なかなかその回答がないので、たしか私はこの議会で、何で出さんのやということで大きな声を出したと思うんです。4億円近い案件で提案書の一つもないようなこ

とは考えられなかったので、何らかの提案があって比較しとんだらうと。その検討の結果、いい案を採用しとんじゃないかというふうに思ったわけです、私は。当然そういう作業がなされていると。ところがそれは、あるのにわざと出さないということではなくて本当にそれがなかったの、私二重に驚いたわけなんです。各社から、各社っていろんな各方面から提案を求めずに、特定の業者とだけ協議をしてこれを決めたようになっております。それは正直言うて不思議な話で、反省もされとるような気はするんですけども、もう一回聞きたいんです。何でなんですか、それは。誰に聞いたらええかようわからんのですけれども。というのが、その次のIRUのときは5社に対して提案依頼出してますよね。1週間の間で回答せえっちゅうことだったんで断ってきたという話がありますけれども、形だけでも何社にか提案依頼を出しとるじゃないですか。全くその提案書をとらずに、ずうっと特定の業者との協議だけでこの計画を進めた。それはなぜなのかということです。大変不思議です。私も長いことこういう業界、前におったんですけれども、提案書、実際こんだけの案件になると、来るなっちゅうても来るぐらい業者が集まってくるんでなかったかと思うんですけれども。わかりますか、言ってる意味。答えられます。じゃあ、それでお願いします。

○議長（国清一治君） もう最後ですので、参事に答えてもらったらよろしい。

○1番（仙才 守君） 結構です。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） まず、今回の事業、平成26年3月から、上勝町と更改計画について協議を始めております。この協議の中では、当時のこの施設の運用業者を交えまして協議をしてきているというふうに思います。それで、議員おっしゃるように、やはりここに専門家なりを交えていろんな意見を聞きながら計画を策定すれば、よりよい事業が進められたかというふうに思います。この点で、例えば専門家を入れていけば、いろんなメーカーの機種等についてのことについて意見があったり情報があつたりというようなことでなかったかと思いますが、ここで一番この事業を進めてきた上で反省すべき点が、そういったことに十分でない、職員だけでなく専門家の意見も交えてこの計画策定をし事業執行をやらなかったという点について、今後の事業を進める上では大きな課題として、また今回の事業にしましては大きな反省点として捉えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 平成27年度一般会計決算の部分の企画総務課、少し前になるのでそれぞれ資料は持ち合わせてないと思いますけれども、広告料54万円の部分について質疑をしたいと思います。小休中の質疑の部分でも、私、参事並びに町長のほうにお伺いをしたところではございますが、改めて町当局の認識をお伺いしたいと思います。

まず、この広告料54万円という支出という部分については、当初予算においては計画されておらず、流用されてこの54万円という金額になってきたことと思います。仮に当初予算審議の中で、この54万円という広告料が提示され審議されておれば、私たち議会、多分大多数の議員の者が疑義を感じ、またこの執行に対しては多分否定的な考えを示したであろう内容になっていることと私は思います。この広告料54万円については、この54万円の効果が果たして費用に対しての効果が出ているかどうかという部分について、特に私は疑問に感じます。小休中の質疑においては、町長は効果があったというふうに答弁されておりますが、その効果があったという根拠はどこにあるかという部分についての説明を求めたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてのご質疑にご答弁申し上げます。

広告料についてというようなことでございました。小休中にも、議員の質問にも答弁をさせていただきました。この点につきましては、当初予算に計上してなかったというようなことにつきましては、反省すべき点だと思っておりますが、ちょうど昨年、平成27年度、勝浦町にとりましては60周年という記念すべき年でもございましたし、また地方創生が始まったスタートの年でもございまして、非常に節目の年ということとあわせまして、勝浦町にとりましてはPRが十分できてないと、いろんなイベントはたくさんしているがなかなか広告が、そうした面の普及活動ができてないというようなご指摘も多くの町民の皆様からいただいたところでもございます。そうした

中で、このCMのことにつきましては、他の市町村でもかなりやっておりますし、そうしたこともありましたので、最終的には、具体的に効果については私はあったというように認識しておりますけども、費用に対する効果が広く県民に周知する方法の検討が十分でなかったんでないかというところも、私自身いろいろご指摘をいただきまして深く反省をすべき点だと思っております。こういうことは再々あるものではございません。初めての試みでございました。今回の議員からのご意見を真摯に受けとめまして、今後町を挙げてのこうしたイベントや事業につきましての周知については、いろいろとその費用対効果に見合うだけの方法かどうか、検討してまいる所存でございますので、十分私も反省もしておりますし、ご理解いただきまして、決算につきましてのご承認いただきますようお願いを申し上げますの次第でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5番議員。

○5番（松田貴志君） 答弁をいただきました。小休中での質疑のやりとりの中で、本当に私が質問している思いという部分を酌み取っていただいているのかという部分について、すごく心配しておりましたし、来年度予算、これから組み立てていく中、さらに今後のこの行政運営を推進していく中で、ほういった態度で臨まれるんでは、私たち議会という部分を甚だ軽視されているような思いを強く感じておりました。しかし、今町長の答弁いただく中で、執行に当たって反省すべき点があった旨の発言はいただきました。けれども、しかしながら60年という節目を迎えるに当たって、やはり当初予算でしっかりと計画を練って、よりよい広報広聴活動という部分を理事者の中で練っていただいた上で予算を上程され、私たちの審議に諮ってもらうという形は今後ともやっぱりとってほしいし、より慎重になってほしいなと思います。

くどいようですが、この54万円っていう金額、当初予算では出てきていなかったという部分において、ちょっと1点だけ確認をさせてほしいんですけども、広告料というこの54万円、これについては、行政側から新聞会社のほうに依頼を投げかけていったのか。また、もう一点のほう、営業があってその営業に応じてこういった広告を載せるようになったのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。実際、この54万円があれば、きょうも新聞記者さん来ておられますけれども、地元の大新聞の営業に連絡をすれば、飛んできてより大きな新聞広告という部分を掲載してもらえ

るのかなっていう部分もありますし、効果と言えば明らかにそちらのほうが効果があったのかなって私自身感じております。最後にその点をご答弁いただいて、そしてまた来年度以降、執行に関して、ささいなことでも当初予算でなるべく計上できるような努力を促すという部分について、今後の取り組みについても町長のほうからご答弁いただいて質疑にさせていただきます。お願いします。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） ご答弁を申し上げます。

冒頭申し上げましたように、町内のイベントというようなことを中心として取り上げまして、地方創生ということのスタートというような目的もございました。この点につきましては、他の市町村の60周年とか合併10周年とか、そういう記事もたくさん出されておりますし、そうしたことも参考にもさせていただいております。確かに働きかけはよその町村でもやってるというようなことは言われておりました。そうしたことを参考にしながら、今回、初めての試みでございますけど、記事に掲載をさせてもらったところでもございます。反省というような言葉が、先ほど私も申し上げましたように、こうした60周年とか何十周年記念というようなことも再々ございませんので、大きな経費を伴うものにつきましては、当初予算に計上するなりして、十分ご審議をいただきご決議賜りますように、そうしたシステムを今後からも取り入れていきたいというように思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） それでよろしいか。

働きかけがあった。

○5番（松田貴志君） こっちから持っていったんか、その部分だけはっきりさせて。ちょっと今のじゃ曖昧なんで。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） この点につきましては、働きかけもございました。私のほうから最初というんでなしに、他の市町村の掲載記事も十分何ぼか見せていただいた上でのことでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 先ほどの1番議員の質疑の関連になりますが、ケーブルテレビ工事について質疑をいたしたいと思います。

私は、IT関連に関して全く素人で、仙才議員のように詳しくございません。ですからこの間の執行部からの提案、それと説明をそのままストレートに受けて、そのように町民のためになる施策ということで3億7,000万円も承認してまいりました。しかし、その過程に対しても、振り返ってみますと、議案に対する質疑に関しては、美馬議員は楽ビジョンがなくなるがそれにかわるサービスはどうなるのかと、スピードが速くなる以外何かメリットはあるのかと質疑してもおります。そのことに関しては詳しくははっきりした答弁が、振り返ってみますと余りございません。1つあるとすれば、4K、8Kの新しいテレビに対応できると、それと機械が古くなって故障したときに代替えがないからかえなければならない、その点だけでございました。それから、この多額の予算を使ってかえるのであれば、これまでの町民の要望であるインターネットを使用しない世帯の利用料をもっと安くできないのか。この間、IRU契約という10年間の契約に縛られて、インターネットを利用しない高齢者世帯、年金だけで生活している人たちにもその料金を徴収してきたことをいかに軽くできるのか、そういうことも、サービスも検討すべきでないか。それから、議会に対して業者との詳しい内容を前もってもっと提供してほしいということは、議会からも繰り返し執行部のほうに依頼をしてきました。しかし、実際にこの工事ができ上がってみれば、その期待は全く裏切られて愕然としておる次第です。だから、この決算認定が疑義があるということで長くかかっているのではないのでしょうか。

そこで、私が執行部のほうにお尋ねしたいことは、多くの町民の声をどう受けとめて今度の事業に反映しようとしたのか、その町の姿勢のあり方、その根本のことをもう一回確認しておきたいと思います。これからも多額の税金を使って町民のために施策を講じなければならないと思いますが、本当に困っている世帯、それからこういうふうにしてほしいという弱い人の立場に立った施策をどう構築していくか、そういう視点が本当にあるのかどうか、その1点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（国清一治君） 答弁はどなたに求めますか。

○9番（井出美智子君） 議長の采配にお任せします。

○議長（国清一治君） それでは、担当者と町長に聞きたいと思います。

まず、担当、野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 事務的に言いますと、まずこれが平成17年度当初にできたときには、この事業につきましては、インターネットの利用促進というのが国のこの事業に対する支援の目的であったというふうに覚えております。そのときに、ちょうどデジタルテレビということでアナログ放送がなくなり、テレビがデジタル化されるということで、これでは勝浦町内のテレビ視聴が県内のNHK、それから四国放送、そういったところのみの視聴に終わってしまうということで、こういったことについての事業を一緒にできないかということで、当初は整備されたというふうに思っております。この中で、インターネットっていうのが利用促進というところもあり、楽ビジョンというのがSTBが整備されたわけですが、その後余り利用がなかったということで、今回の更改工事につきましては撤去したと。これが全て賄えるかどうかということで、全ては賄えないかとは思いますが、インターネットの利用につきましては、最近のデジタル放送を受けるテレビにつきましては、線をつなげれば、前の楽ビジョンのような無線のチャンネルの操作でインターネット等には入っていけるというようなところがございまして、今回は楽ビジョンを撤去し、新たなSTBについては設置しなかったというような経過でなかったかと思えます。

当初の整備につきましては、初めてのこともあり、住民にいろんな場所で説明会等を開き、こういうふうになりますと、料金のほうにつきましてもこういうふうになりますというような説明会を各地区で開催したかと思えます。今回、更改工事に関しましては、そういったことができていなかったと。このあたりにつきましては、十分反省すべき点でなかったかというふうに思っております。

ただ、今の現在料金をそのまま置くということにつきまして、勝浦町、それから上勝町とあわせて、加入世帯全部がこういった料金に抑えられるということは、全てが同じように入っただくというような条件もあり、この価格におさまっているのではなかろうかというふうに思います。確かに高齢者の世帯では、今までアナログテレビで電波を見ていたときには、自分たちのアンテナ組合の利用料金程度の低廉な価格でテレビは見えております。ただ、これもケーブルテレビ徳島のBSも含めたテレビを見るというところまでは、徳島市内であれば料金的には2,000円というところで、大きな差にはなっていないのかなと。また、IP電話につきましても、インターネット

回線を利用しての通信ということになりますので、これは付加サービスとしてついてくるといふところがあります。そのあたりを全般的に考えてこの料金設定がなされたのかなというふうに思います。これを考えると、若者世帯であれば、それぞれケーブルテレビに加入し、またインターネットは別に加入すると4,000円、5,000円といったような料金が必要になってこようかと思えます。それが徳島市内、あるいは勝浦町とかの過疎町村以外の実態かなというふうに思っております。それを総合的にかみ合わせた料金が設定できているのでなかろうかというふうには考えておりますが、なお大きな事業をするに当たっての住民への説明っていうのは、もう少しあってもよかったのかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 参事、議員の趣旨は、町民の声はどう受けとめたか、弱い人の立場に立ってどう工事を進めたかっていうところだと思うんだよ。もうほこの1点で質問しとんで、工事の目的とかほういうんではなかったと。ほこらを答えてあげなったら、議員の説明の趣旨と違うてくる。もうほこの1点。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 先ほども申し上げたんですが、もちろん高齢者世帯については、通常必要な以上の経費は要ることとなりますが、これが整備当初、17年のときにいろいろ各地区を回って、そのときに出てきた意見もあったかとは思いますが、そのときの、今回も料金が上がることなく引き継いでという更改工事を行ったということで、そここのところで社会的弱者対策っていうのが十分できていたかどうかという判断は難しいんですが、ご了解をしていただきたいというところで工事を進めたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 平成27年度の勝浦町各会計歳入歳出決算についてのご質問をいただいております。F T T H更改の設備工事についてということで、今回10年ぶりに更改をしたわけでございます、上勝町との共同作業ということでございます。この点について、勝浦町民に対する説明が十分できていたのかというようなご質問でございます。担当の課長からもご説明をさせていただきましたように、これも当初

のときから高齢者の方の、特に10年前はデジタルテレビの関係で、それが強調されて3点セットというようなことで、市内と比べて非常に安く使用していただけたというようなことで盛んにご説明もしたような記憶がございます。そんなことを経て、10年後も料金的には変わらず、非常に使いやすいといえますか、都市部の人から比べますと非常に使いやすいもんだというようなことでございます。そんなこともありまして、高齢者の人に対する更改とか具体的に説明する機会がなかったのは確かでございます。今後とも、議員から一般質問等でご質問もいただいておりますので、そうしたときにも十分答えていきたいなということでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） インターネットを利用しない高齢者にインターネットを利用する人の料金を負担してもらって安く使いやすい料金になっているという答弁をお二人からいただいたような気がします。私の質問に対して、これはしっかりとした答弁をいただきましたというふうには答えることができないと思います。インターネットを利用する人であればこれぐらいの料金を払うというのは常識で、勝浦町は安い、よくなったなっていうのはインターネットを利用している世帯であって、問題にしているのは、インターネットを利用しないでその料金を負担している人はどうするのか、その視点が足りないのではないかとということを指摘して質疑をしているわけです。何回質問してもこのことに関しては十分な答弁をいただけない。それが今の執行部の一番問題であるということをしっかり指摘しておきたいと思っております。繰り返し質問してもきっと同じような答えしか返ってこないということが想像されますが、お年寄り、低所得者、インターネットを利用しない世帯、一体どれぐらいあって、その人たちがどういうふうな収入の状態か、一度しっかりお調べいただきたいと思っております。そのことだけしっかりと確認して、質疑を終わりたいと思っております。

○議長（国清一治君） これは十分調べてほしいということ。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 先日の一般質問でもインターネットを利用していない家庭と利用している家庭ということで、一般質問のときに十分な答弁ができておりませんでした。まず運用会社に確認しまして、どういうところまで調べられ

るかということで、再度調査を申し入れておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員、それでよろしいでしょうか。

○9番（井出美智子君） はい。

○議長（国清一治君） もう質問はできませんので、答弁不足であれば答弁不足。

小休します。

午前10時13分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（国清一治君） 再開いたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） いろいろとご質疑をいただきました。実態調査もさせていただきまして、その実態に基づいて、高齢者の方の云々の話もございましたけど、高齢者の人が使っていただければ十分効果のある金額だと思っておりますし、使わない人にとりましては非常に高い代償を払って加入してるというようなことになりかねないと思っておりますので、この点につきましても、行政のほうでできることを見つけながら、今後の参考にできるような資料づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 決算認定で他に質疑はございませんか。

○10番（大西一司君） 再開してるん。

○議長（国清一治君） 再開してますよ。

○10番（大西一司君） 自由討議あるん。

○議長（国清一治君） あります。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、決算認定について、質疑なしと認めます。

これより会議規則第129条第2項の規定により、議員間の自由討議を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、議員間の自由討議を行います。

小休します。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

認定第1号について、ご意見のある議員は発言をお願いします。

10番議員。

○10番（大西一司君） 2つあるけん、一つ一つ、したほうがええと思う。

○議長（国清一治君） まあでも全体やねんね、この決算は。

○10番（大西一司君） 全体で行くん。

○議長（国清一治君） いや、決算は全体じゃもん。

○10番（大西一司君） 両方、ばらばらになっても構わんのん。

○議長（国清一治君） ほれはもう別に構わん。

○6番（節 公一君） それ以外でも構わんのんや。

○議長（国清一治君） ほかのことで構わん。決算全体やけんね、きょうしよんは。まあ、問題は2点って言われた……。

○10番（大西一司君） まあ、けど皆言よったら、2点に絞ったほうがええんじゃない。

○議長（国清一治君） けど、ほれは絞れん。普通は絞れん。絞られん。

○6番（節 公一君） 言うても構わんけども、言うたらいかんちゅう話ではない。

○10番（大西一司君） ほなこれ、おまえ。

○議長（国清一治君） ほれはほなって、決算全体の認定の会議やけんな、ほなけん。これはほんでせないかん。

○10番（大西一司君） まあ、ほんなら進めて。

○議長（国清一治君） 確認しますが、これ各会計になってますので、一般会計のみならず特会も全部含めての認定作業ですので、今まで余り意見はなかったんですけども、これは広い範囲でしていいと思います。そういうことでお願いします。時間も

余りとれんと思うんで、これはもう自由ですので。ほんで、場合によっては小休もとることも発言によってしますので。

どうですか。発言なかった方からでも、質疑なかった方からでもちょっと。

席番だけでいきますんで、5番議員。

○5番（松田貴志君） 先ほど質疑させていただいて、私が疑問に感じていた広告費の部分について、参事並びに町長から答弁いただいて、来年度以降に関しても少し述べられ、さらにこの決算に関しても反省の部分が盛り込まれておりましたので、そこからあたりはもう信頼して、来年度以降の取り組みにつなげられるような形に、私たちもしっかりと神経をとがらせて、細かい部分まで見れるような強い気持ちで臨めば、ある程度クリアできるのかなっていう部分が得られましたので、私はその点についてはよしとしたいと思います。

それで、ちょうど1番議員並びに9番議員が質疑した部分ですけど、あらかた理事者のほうが説明してもらった部分で理解はできるんですけど、ちょっと私的に少し疑問に残っているのは、設計費の部分で、当初は業者に委託してその設計を業者をお願いして、そして執行すべきところを、職員みずからが業者のアドバイスを聞きながら進めて、減額補正され、この決算にも反映されている状況の中で、果たしてその職員がするだけの力量があったのかどうかという部分と、それに関して業者がどこまでかかわって、そのかかわった業者が工事のほうの入札に入ってきたっていう部分については、その手続についてちょっと疑問を感じるんです。多分、指名審査委員会が開かれてその業者の選定もされたとは思いますが、その過程で、その業者が本来だったら排除される可能性があったのかなっていう部分、ちょっと疑義を感じるんですけど、ちょっともしほかの議員の方も、そこも含めてどのような思いを感じておられるのかっていう部分を参考にさせてもらいたいんで、また意見も聞きたいと思います。お願いします。

○議長（国清一治君） 今、5番議員の質問で、ちょっと。

10番議員。

○10番（大西一司君） 今、5番議員が言ったようなことをおおむね。まず、広告の問題、これを指摘した前回のときには当然ってというような答弁であったのが、今回、反省の弁があったということで、反省があって今後に生かすんだったらそれでえ

えかなとは思いますが、しかしやっぱり軽々にこういうことを判断したっていうことに対しては、後の認定の、あれ何て言うの、注釈つきで、条件つきでそれはつけるべきだと思います。そうしたことで、今後に十分生かしていただきたいと思います。

それと、F T T Hの件に関しては、今言うたように十分な釈明が、すっとんと胸に落ちるような答弁ではなかったですが、性善説でいうと、できるだけ自分らで経費を抑えるために勉強してやっていこうという気があったんかもわからん。ええように見たらそうかもわからんのんですが、実際にはしかしほんなにたやすいもんでもないし、正味言うて、そのことが結果的にこういう疑義を生んだらということ、その判断も甘かったと言わざるを得んと思う。だから、そういう点はほれこそ反省してもらいたって思うんと、我々にはわからんことがいっぱいあって、仙才さんは4つ、5つあってきょうは1つしか言わなんだんやけん、金額のことだって、機器が予算より大幅に減るとるのに決算は同金額ということで、これもちょっとはっきりしない部分があるんで、ほこらあたり、どうにもこうにもちょっと釈然とせんところはありますが、その点、皆さんもちょっと意見聞きたいなとは思いますが、どうですか。仙才さんの意見も、この点については私はわからんので、なかなかちょっと。

○議長（国清一治君） ちょっと仙才さん、僕も聞きたい、今の点で。あとこの点、余り言わなんだんやけん、どこかで理解されたのかどうかというところ。

済いません、1番議員。

○1番（仙才 守君） 座わったままでえんですか。

○議長（国清一治君） はい。もう座ったままで。

○1番（仙才 守君） あの点は、私はもう今でもおかしいと思ってます。ただ、3,000台の見積もりをした段階は、誰がその資料をつくったかがわからないんです。会社の名前を書いてない。つまり町の資料なんです。町の予算資料なんです。それで、2,650台の台数を書いてある資料は落札業者の資料です。だから、そこではっきり言えただけなんです。ただ、類推はできます。もちろん類推はできます。ただ、はっきり言えない理由っていうのは、1月23日の日付のついたその資料は、会社の名前を書いていない。町の資料になってる。それから7月幾らの入札後の資料は、はっきりとその落札業者の印鑑が押した資料になってる。なんで、1月の資料を誰がつくったかっていうのがわからないので比較ができないんだけど、おかしいなとは思

ます。予算金額よりも高いということは、これは計算でわかるわけです。1台5万5,000円が6万3,000円になってますから。それを私はあのときに指摘したっていうことです。

○議長（国清一治君） 3,000っていう数字がアバウトで、大枠で捉えとってというんかもわからんね。

○1番（仙才 守君） それをアバウトというのは従来の台数なんです。それから、10年たつ間に人が減ってます、家庭が。世帯数が減ってるから、2,650台ぐらいですか、350へったと。こういうことなんです。それなのに、金額はちょっと上がってました。ほぼ同額だった。

○10番（大西一司君） 変わらんね。

○1番（仙才 守君） はい。これは端的におかしいと思います。もっと正確な言い方言うたら下手だなと思ったぐらい。

ついでによろしいですか。

○議長（国清一治君） 1番議員。

○1番（仙才 守君） 今回のこのF T T Hについては、私ずっと、去年の、去年とつか1年近くいろんなことを言ってきたように思います。その間、ことしの3月までの答弁っていうのは、正確な答弁ではなかったし、それから答弁によっては不誠実な答弁と私が感じたこともありました。仕様書なんかをちょっと読めばわかるのに、そこをちゃんと答えないとか。当時、私も仕様書を持ってなかったんできちっと指摘ができなかったんですけど、仕様書をちゃんと入手してから、これは不誠実な回答だったなというふうに思える点がありました。

それから、検証するというふうにこの議会で何度も、私、一般質問で確認をしたんですけども、それが実行されてなくて、私のほうからまた持ちかけて、ことしの執行部は対応はしてくれたと思うんですけど。大変苦しい対応だったと思って、申しわけないなとか、気の毒になつというふうにずっと思いながらやっておりました。

それで、これを、私の立場ですよ。認定をしたらどうなるのかということを考えるわけです。また同じことが起こるんじゃないかというふうに思えて、議会の責任っていうのを考えたときに、予算を認めた、これ、責任あると思うんです。それから、去年の7月に契約を認めました。私、初めて7月10日に議員になったんですが、そのと

きに議案が出てきたわけですから、仮契約書。よく調べずに契約を承認しました。それによってこれがなされたわけですから。議会のチェック機能というのがあったと思うんですけども、チェックしてないわけですから。現実には、じゃあどうやってチェックできたんだらうと、今の制度の中で、思うわけですから。心配なわけですから。また同じことが起こる可能性はあります。今、辛うじて決算認定で議会が踏みとどまっているというのが現状だらうと思うんです。今回これ認定したら、同じようなことが起こったときに、あのとき認定したでないかという話が出てこないとは限りません。もっと、何ていうか、違う言い方をすれば、これで住民監査請求が起こったときに、議会が認定しておいたらどんなふうにするんだと、いろんな事実が後出てきて、議会がもつんかということに心配をしております。私がここでちょっと、いや気の毒だなという思い、本当にあるんです。あるんだけど、言ってるのはそういうことです。

○議長（国清一治君） 他に質疑ございませんか。

3番議員。

○3番（美馬友子君） 私も7月のときに、工事内容が十分私理解できていなかったもので、何度聞いても理解ができなかったですし、工事のことを説明する図面の資料としてもいただけなかったもので、私は参考人呼ばばいいってということも言いました。参考人を呼んで、もうちょっと具体的に私たちが理解しなければならないことがあるんじゃないかっていうことだったんですが、参考人呼ぶまでに土日があって、月曜日からだったんで日程がとれんかったんですよね。そこにやっぱり皆さんも、この承認をするのにあれって思いながらっていう結果もひょっとしたらあったんじゃないかなというところは、私たちも反省すべき点だったと思うんです。

でも、今回、先ほど町長が反省もして、今度は理解ができるような参考資料もするべきだということをお述べました。やっぱりそのことは一番大事なことはないかなと思います。私たちが理解できる資料があのおときには、本当に出してくれって言うて、前回の10年前と今回のどんだけ違うのかなってところが私は疑問だったんで、その図面を出してって言っても図面が出てこなかった。やっぱりそんなところで、私たちは返事をすべきでは、今言うことではないんですけど、やっぱりもっと疑問に思うことは十分に納得するまで議論を皆さんでし続けるべきだったなって、私は反省してます。

でも、この更改工事で、住民の立場から見ると、IP電話の故障もなくなったので使いやすくなりました。プロバイダーの変更もなかったのも、変更もありましたけど、電話番号とかメールアドレスの変更もなくスムーズな更改工事ができとんですよ。でもこの工事の執行過程の中でいろんな問題が上がってきたっていうことは、やっぱり私たちがもっと精査をして、途中途中で精査をしていなかったのが反省すべき点ではないかと思うんです。契約してからそれまでの期間、私たちが質問を投げかける時間がなかったんだろうか、どんなだったのかなって今反省するんですけど、今回、町長が理解できるような資料をつけるべきだっていうことを、これは文書に残して、議運としても提出したいなと思ってます。こういうことは再々あっては、仙才さんがいつも言うように、今後もこういうことはあってはならんということで、今後生かすためには、それから参事も言いました。全ての住民に対する、工事のことは説明をすべきことだったっていうこと、この2点は重要なことではなかったかなと私は思ってます。

○議長（国清一治君） ほかに発言はありませんか。

3番。

○3番（美馬友子君） 私が楽ビジョンをなくして違ったサービスをしてほしいって言うたところに、光ボックスは安価ですけど、その中のシステムをつくるところに過大な費用が要るんじゃないかっていうことで、2回ぐらい、何度かの質問のときに言いましたが、検討する検討するって言って、結局は役場からの回答をもらってないんですよ。結局この間の熟尽会議の中で、dボタンがある、テレビのdボタンで勝浦町の防災情報入るんじゃないかっていうことも、でもテレビのdボタンと、何ていうんですか、ネットの3つのお金とは別のことやもんね。だけん、そのことが何か私の中でちょっと疑問に残るとんですよ。3つの予算とテレビの中のdボタンで情報ができるんで、楽ビジョンをなくしたって言われたじゃないですか、この間の会議で。dボタンでネット環境は整っている、パソコンがない家庭でもインターネットにつなげることができるっていう点。3点セットの中身とは違うんですが、違うところから、ケーブルテレビからネット環境ができてるっていうん、ちょっと理解しがたいんですけど、ほういうことで楽ビジョンをなくしたっていう説明を受けたんですが、ほんなことは役場からは言われなかったですよ。

○議長（国清一治君） これは僕に質問してもわからん。

○9番（井出美智子君） dボタンがないテレビしかない人は。

dボタンがあるということは、デジタルテレビを持ってるって事やな。

○議長（国清一治君） 10番。

○10番（大西一司君） ほんで、今の3番議員のんがようわかると思うんやけど、そもそもって言うたら、今からそもそもや言よったらあれやけど、やっぱりこの事業を整備するに当たって、町でも、それから山の上でもケーブルが引かれて双方向でやりとりができると、山の上でも都会と同じような生活っていうか、そういうのができるというような、一番大きなうたい文句がSTBであったわけで、楽ビジョン、これを取っ払うって、そもそも一番大事な大黒柱を取っ払うんと同じことでないかというふうに感じております。何でなっていうたら、結局利用がほとんどされてないということでもあったんやけど、それは当然、もう我々も利用したことはありませんでした。結局、肝心な、一番肝心かなめの軸になる方向性がはっきり言うたらなくなったわけで、そういうことだったら、これからそのかわりったら、dボタンというのはとてもそのかわりができんと思います。どうやってこれからケーブルテレビ、せっかく線を引いとるやつ生かしていくかっていうことを、もっともっと協議する必要があるんじゃないか。もちろん今の9番議員のことにも十分協議をせないかんと思うんですが。ほこらあたり、そもそものこの事業展開の大黒柱がもうなくなってるっていうことは、非常に今後の議論する必要があるんじゃないかと思います。今回の事業って、そもそも神山とか、向こう佐那河内とか、横並びでずっと進んでいきようように思うんで、そこらが、よそはよそとして、主体性がないっていう感じにもなってるんかなってちょっと思ってます。ちょっと感想だけです。

○議長（国清一治君） どうですか。

1番。

○1番（仙才 守君） いろいろ問題はあるけれども、町議会としては認定したほうがいいのかという意見もあろうかと思うんです。いや、ほういう人がおられるかもわかりませんが、そういう方の意見をちょっと聞いてみたいというふうに思うんですけど。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） このことについては、かなりの方も述べられたんで、重複するところはあると思いますが、重複するところは重複するところで私の意見ということで述べさせていただきます。

今回のケーブルテレビのF T T Hのことなんですが、手続の進め方に関しては、当然予算時の説明と事実が違ふと感じられる箇所もありまして、I R Uの契約も進み状況については同じようなことを感じるがありました。また、意見も出ましたけれども、議員が資料やさらなる質問したことに対しての回答を求めたときに、その対応も十分できてないなというようなところで、今回忸怩たる思いは非常に持っています。しかし、10月24日付で行った質問に対して、11月7日付の回答を読む限りにおいては、反省をするというようなこともありますし、また設計委託料を職員が業者の意見を聞きながら行ったというところに違和感を感じるんですが、それが特定の業者に便宜供与を図ったかというようなことまでは、私はちょっと感じないんです。

そこで、よく法律用語でよう使うんですが、故意または重大な過失があった場合は非常に罪に問われたりするんですが、今回のことについて、担当者及び執行の責任者は、いかにしてあそこするかというようなことも当然ありましたし、故意的にそれを持って特定のところに便宜を図ろうかなというような決算内容では私はないと思うんです。これが全く不適切だとはちょっと判断できないんです、手続上の問題。また、システムの問題についても、質問はされてましたけれども、これによって、ちょっとある程度の見解の相違もあるのかなというようなことも感じてます。いわゆる更改時期が正しかったんかどうか判断したこととか、その内容についても。ただし、これも大きな瑕疵があるかということについては責任を問えられのんじゃないかなというような気がして、反省すべきところは反省もしてはおりますけれども、さらに今後もしっかりきめ細かな対応、誠実な対応、大きな目で見るとということは議会としても申し入れていかなければならないなとは思ってます。

また、広告料についても、質問に対して町長の答弁も、60周年記念とか地方創生のP R材料ということを書いてますけれども、しかし一番肝心の発行部数はどのぐらいあるんかとか、どういうエリアにほれがしとんかというようなことまでの説明がなかったんで、それが無い限りは十分裏づけがないなと思いますけれども、これも強く町長も反省はしとるというようなことで、次回というか、来年度予算にも、これだけじ

やなくしていろんなことにも襟は正していきたいというようなことを言ってますので、全般的に見て、なかなか否決っていうところまではいきにくいかなというような、個人的にはそういう見解は持っています。

○議長（国清一治君） ほかにないですか。

もう大体意見は出た。

○10番（大西一司君） 議長，ほんでもう大体，ちょっと小休，最後に。

○議長（国清一治君） ほうやね。小休をいたします。

午前10時50分 小休

午前10時20分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

自由討議を継続しておりますが，ここで自由討議を終了したいと思います。

よろしいでしょうか。

8番議員。

○8番（森本 守君） ネット回線のこと，お年寄りいじめの法でないかって，当初，できたうちのときから何回も私も質問してきました。そのときの答えとしては，10年間契約だから変えれないということであったんですが，今回，この10年間を過ぎてできた結果がやはり一個も変わってないということと，これからもお年寄りに負担をかけさせていくということに非常に心を痛めております。そのことで，どうしてこのことが解消されなかったのか質問させていただきます。

○議長（国清一治君） 済いません。

○8番（森本 守君） あ，ほうか。

○議長（国清一治君） もう意見だけで。

○8番（森本 守君） 意見。思います。

○議長（国清一治君） 他に自由討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは，以上で自由討議を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

認定第1号の討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

5番議員。

○5番（松田貴志君） 認定第1号、平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で意見をさせていただきます。

質疑において、町長並びに参事のほうから答弁のあった私の質問の部分については、反省もしておりますし、来年度以降、しっかりと精査するとの旨の質疑をいただきましたので、私自身了承はいたしますが、1番議員、9番議員への質疑の答弁でありましたF T T Hの事業に関して、私自身疑義を感じるどころがあり、また予算の設計費として、委託費として出てきておりました部分が、職員が設計を行い、その業者にアドバイスを受けながらその設計を職員が行った。その中でアドバイスに加わった業者がその過程にある工事請負の入札に参加したっていう部分について、私は大きな疑義を感じております。そこで公正公平な入札が果たして行われたかどうかという部分について、先ほどの質疑の部分では明らかにもさせておりませんし、また以前、議会のほうから質問書を送った答弁においても、その部分は、反省の弁は述べられておりましたけれども、私たちの疑問の解消には至っておりません。最近においては、公費の使われ方に関して住民の方の厳しい指摘、またそういった考えがいろいろと新聞紙上でもにぎわせております。そうした環境のもとで、我々議会としても、もっともっと厳しい目線で予算決算に対してしっかりと審議するっていう部分については、私自身も反省しなければいけませんし、今後予算を組み立てる過程でこのような疑義が生じないように、少しでも執行部の皆さんに猛省を促す意味においても、私は、今回の決算の認定については反対の立場でこの後の採決に臨みたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 次に、認定第1号について、賛成の討論はございませんか。

6番籾議員。

○6番（籾 公一君） 私は、今回のこの決算認定について、賛成というか、認める立場から討論を行いたいと思います。

今回、問題になっておりますFTTHの契約、IRU契約も含めてですけれども、予算時の説明と事実が異なったという点は感じられる箇所は何カ所かあります。また、議会のほうの要求に対して、資料の提出やさらなる説明を質問した際の回答に対して、十分に対応ができてきたとは考えられない面もあり、忸怩たる思いはしております。

しかし、この執行に対して、執行部側が故意または重大な過失があったのかという点から鑑みてみますと、大きな瑕疵があるとは私には判断できません。また、広告料に対しても、町長は真摯に見直すべきところは見直し、次回からの予算に対してはそのような態度で臨むというようなことも表明されておりますので、そういう見解に立ち、私は認めるということにしたいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 次に、認定第1号に対して、反対の討論はございませんか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 反対の立場で初めて討論いたします。

やはりこのケーブルテレビ事業の事業が始まったときからおかしいのではないかと、いうことを10年以上言い続けてきました。その意見が反映されなかったという点について、私自身の意見表明をしたいと思います。予算の執行については、3億7,000万円を認めておりますが、この間のいろいろな経過を見ておりますと、あの時点で認めるべきではなかったという強い反省の一点で、この認定を反対したいと思っております。

○議長（国清一治君） 次に、認定第1号に対して、賛成の討論はございませんか。

10番議員、大西議員。

○10番（大西一司君） 賛成の立場ということでは言わせてもらおうんですが、それも積極的な賛成でないということをもっと申し上げておきたいと思っております。特に

I R Uに関しては、私ども十分な知識を持っておりません。ただ、1番議員、いろいろプロフェッショナルで、その件に関しては十分熟知している方の、1番議員の問題点の提案について十分な回答もないということではあるんですが、しかしながら、6番議員がおっしゃったように、故意ということは私はちょっと認められないと思っておりますし、なお良心的に判断するならば、担当者が少しでも安くするために自前でいろいろ勉強して取り組んでおるといように理解したらこの逆の意見になるんですが。しかし、そのこと自体がはっきり言うたら疑義を生んでいるということにつながっておりますので、これはもう猛省を促したいと思っております。ええと思っただけのことが逆になってる。ですから、物事を進める上で本当に慎重にしていきたいと思っております。今回、こうやって意見が出るのも、恐らく一つ、二つでない疑念を抱いとる事案があるというふうなことも申し添えておきたいと思っております。そんなんが重なってのこういうふうな状況になっておるといふうなことでもあろうかと思っております。

5番議員の件につきましては、町長に反省もいただきましたが、これもしかしそんなに簡単に、軽々に決められたということ、これはもう本当に反省してほしいなど、今後生かしてほしいと思っております。

以上のようなことから、いろいろな諸課題について、本当に慎重に取り組んでいただきたいと思っておりますので、反省を込めて私の発言させていただいて、一応賛成とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 次に、認定第1号に対して、反対の討論はございませんか。

1番議員。

あ、ちょっと8番議員。

○1番（仙才 守君） ああ、どうぞ、やってやって。

○議長（国清一治君） ほんなら、1番議員がちょっと早かったんで。

1番議員。

○1番（仙才 守君） それでは、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今まで手続のような話ばかりあってちょっと寂しいなと思ってましたので、違った面からひとつ意見を申し述べたいというふうに思います。

今回の更改目的は何だったのかということが1つありまして、そこがやっぱり一つ

の原点になるだろうと思うんです。老朽化対策であると、こういう1点で更改をしております。それで、私は老朽化しとったんですかということを探ねました。そうしたら、3年間で一番更改をするのにお金がかかった部分、これは3年間で28件ありましたと、障害が。つまり1年間に7件、対象は3,000件です。3,000台の設置に対して1年間に7件のトラブルがありましたと、こういう、まあ約7件、報告でありました。これは保守業者からの報告。で、この3,000件ある設置ベースで1年間に7件のトラブルというのは、果たして老朽化と言えるのかという根本的な問題があるわけです。老朽化をするから更新しますというときに、老朽化の実態を調べていないわけです。本来老朽化というならば、老朽化しとったんかいなということ进行调查すべきです。それによって、私が試算するには、この4億円弱の中から2億5,000万円とか、一番大きい部分はその老朽化と称するところにかかっているわけです。もう少し慎重にやっていたら良かった。余り潤沢な予算があるとは言えない本町の財政状況からいって、そういうこと、これ軽々に耐用年数を過ぎていくということによってそれを進めてよかったのかということで、もう終わったことですが、今後こういうことを進められる場合は、老朽化というなら老朽化しているのかというところを調査するのが当然だと私は思っております。そういう意味から、反対の意見ということでございます。

○議長（国清一治君） 認定第1号に対する賛成の意見はございませんか。

ございませんか。賛成はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、認定第1号に対する反対のご意見はございませんか。

8番森本議員。

○8番（森本 守君） 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

このインターネット回線のことについて意見を申し上げますが、これでこれから10年間、お年寄りいじめをずっと続けていかなければならないということに非常に心を痛めております。そういうことから、反対をしていきたいと思っております。

○議長（国清一治君） 認定第1号に対する、改めて賛成の意見はございませんか。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) それでは、討論を打ち切ります。

これより認定第1号、平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決については起立によって行います。

本件を認定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 賛成者多数であります。したがって、認定第1号、平成27年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 日程第3、議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

議案第5号を第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定します。

それでは、議案第5号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は発言をお願いいたします。補正予算(第4号)。

質疑ありませんか。

10番大西議員。

○10番(大西一司君) それでは、第5号について質疑を行いたいと思います。

まず、この12ページ、工事請負費のことですが……。あ、ごめんなさい、ちょっと訂正します。ないわ。どっちやったん。

○9番(井出美智子君) 沼江。

○10番(大西一司君) ちゃうちゃうちゃうちゃう、横瀬。

○議長(国清一治君) 小休します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(国清一治君) 再開します。

○10番（大西一司君） この町営による宅地造成，賛成でありましたし，逆に進言
っていか提案もさせていただきました。しかし，これほどの内容となるとは予想を
しておりませんでした。ですから，トライアルがもし大幅な赤字となるようでは，
先々計画を進めるに当たって慎重にならざるを得ん，我々としてもそういうふうな見
方に当然なってきます。今回の進め方に対して，正味はっきり申しましてお役所仕事
だな，そんな感じを受けざるを得ません。当然，こういうことは最初に坪あたり何ぼ
ぐらいが売り単価ってというのは，大体少々のぶれはあってもわかるはずで，これぐら
いの金額で全体をおさめにゃいかんということは，素人でもわかることだろうと思っ
ております。ですから，せっかく始めたトライアル事業，このことを本当にこれだけ
要るんやけんしょうがないってということではなしに，普通の一般の開発業者やったら
こんなやり方，全然せんと思います。まだ宅地造成の入札っちゃうか，仕上がりもこ
れからなんで，はっきりしたそういった金額ではないと思うんですが，しかし順序を
聞いておりますと，いかにも甘いっていうことを指摘せざるを得ません。ですから，
当初から私は反対ではなしに，逆に進めた以上，ほれはもう本当に後々続くようなし
っかりとした計画を立てて，それで金額もせめて赤字にならんようなやり方，進め
方，計画を持って進めていっていただきたいと思いますが，ご両人どうですか，課
長，町長。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員おっしゃるように，企業的センスとかというふうな
ことで，今後はまたいろいろ考えていきたいなと考えております。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 町といたしましても初めての，用地を造成して分譲してい
くという新たな事業でございますので，出発，幸先よければ全てよくなってくるん
でございますけども，議員ご指摘のように少し高目な設定になっております。しかし，
余り高いと今度販売のほうが，促進ができないというところもございますので，その
辺を勘案しながら，やはり販売して住んでいただくということが先決だと思ってお
りますので，今後まだ入札のこともございますので，そうしたことを勘案して，でき
るだけ節減できるところは節約して，買いやすいもんにしていきたいなと思ってお
ります。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 議案第5号について。

5番議員。

○5番（松田貴志君） 議案第5号，平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）について，2点ほど質疑をいたします。

まず，2款総務費の企画費のところでございます。地方創生の特別委員会の部分でいろいろと議論が交わされましたが，私自身，こういった空き家というべきか空き店舗というべきか，を利用して，これからの町の交流，また移住等を支援する中核となる施設を整備すること自体，賛成であります。その委員会の質疑の中で，町長が過去の道の駅のことを少し触れられ，その中でそのときの反省に立ち，今回，この活性化センターの取り組みを行っている旨の意見を述べられたと思います。そこの部分の道の駅の事業において，どのような部分を反省し，今回この活性化センターの取り組みに臨まれようとしているのか，町長のご見解をお伺いしたいと思います。

もう一点，先ほど10番議員が質疑されました部分でありますけれども，私自身は，今回多少の町費を投入しようともこの宅地の造成はすべきでないのかなと思っています。特に沼江地区においては，1戸当たり上限300万円のアパートの建築費助成をしております。それに鑑みれば，宅地を販売するという事は，その宅地を購入した方は，この先ずっと多分，勝浦町に住んでいただける方だと私自身思っております。それを考えれば，これを比較すれば，いろいろ問題もあるかもしれませんが，1戸当たり300万円掛ける4，1,200万円ぐらいの町費を投入しても，十分将来的にはもとのとれる，どんどん町外の方から住んできてもらえるような価格設定にして，どんどん募集人数をふやせるような方向で当初の価格設定はしてほしいなっている立場でございます。

そこで，価格については町長，先ほどの答弁では，今は述べることはできないという話でしたが，私の今回の質問は，当初の予定より大幅におくれています。今回入札もされて，今工事が進んでいる状況の中で，やはり当初の想定で購入を考えられ，また資金面においてもいろいろ考えられてきた方もいると思うんです。そこらあたりの方に対して，これからのスケジュール感っていう部分もしっかりと示す必要があると思います。現時点でわかっている今後のスケジュールについて，説明をお願いした

いと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） スケジュールは担当課長で。

○5番（松田貴志君） はい。

○議長（国清一治君） ほんな、地方創生の関係で中田町長。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 活性化センターの件についての質問でございます。道の駅をということでございます。道の駅はご承知のように、平成19年にしまして、23年に完成したということでございまして、町としては初めて町の中心地に道の駅を、土地を造成して、情報館、よってネ市を建設をして、町の大きな活性化の礎となるような施設となっております。そんなところでございます。特に私が申し上げたかったんは、情報館のことにつきましては、最初は鳴り物入りで、あれもしたらいいこれもしたらいい、食事するところも、勝浦町ではその当時、19年、20年当時に余りなかったもんですから、こういうなもんがいいとかということいろいろ工夫して、しかしフロアは自由に使えるとか、玄関入って右側のほうはいろいろ自由にスペースをというようにいろいろ考えて、きちっとした施設にしたわけでございますけれども、なかなかやっぱりニーズっていうんはいろいろ皆さんお持ちでございまして、使い便利のいいものをしていこうというようなことで、改良も重ねたところでもございます。それはもう事実が物語っているところでもございます。そんなことがありますので、活性化センターにつきましては、ある程度、余り最初から形決めると、非常にいろいろとまた、ニーズに合わせて変わってくるというようなことで、意見交換会等におきましてご意見いただきましたので、第1段階、第2段階、若い人の声も聞きながら、第2段階ではつくったらどうかというような案も出ておりますので、昨日も6番議員の答弁で申し上げましたように、少しアバウトでもいいから進行に合わせて対応していったほうがいいんでないかというような意味で、道の駅のことを少し述べさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 今現在、宅地造成工事が進捗中でございます。一応、工

期自身につきましては、来年の1月末ごろを予定しております。ということは、もう発注しているということで、分譲の区画としては、前にお示ししたように想定できますので、条件等を整備しながら、12月末ぐらいにホームページに載せて宣伝活動に入りたいなというふうな予定にはしております。

以上です。

○議長（国清一治君） 12時が近づいておりますが、あらかじめ時間を延長します。

5番議員。

○5番（松田貴志君） それぞれ答弁いただきました。

まずは、このスケジュールについて、1月末の工期で12月末にはホームページに載せるということですが、できればこの12月末のホームページに載せられるっていう部分以外にもいろんな手法はとり得ると思うんですよ。そこらあたりは、もう極力町外の方、さらに町外の企業の方にもしっかりとそういった情報が行き届くような方法を理事者のほうで考えていただいて、少しでもより多くの応募があるような方法をとってください。そうでなければ、やっぱり来年以降の事業にもつながってこないと思いますし、特にそれをすることによって、勝浦町にもそういう事業があるのだな、土地があるのだなちゅうこともPRできると思うんで、そこらあたりの努力というのはお願いしたいと思います。

それと、2点目の情報館の話ですが、町長は中身について述べられました。当時、構想に入られていた、あれはNPOになるのかな、入られていたコンサルタント、さらに検討委員会等の議論の中で、やはり周辺の整備については全く具現化されていない、現在の状況なのかなと思います。特に公園の整備であるとか、あと市民農園の整備であるとか、今となっては夢物語的な大きな構想を練られてたようなことと思います。今の町長の答弁で言えば、その時代に合わせたときときの事情に合わせた取り組みを行っていく旨、やはり臨機応変にしていってほしいなという思いもあります。特にその情報館に関しては、今回活性化センターが持ち得る、とり得る機能という部分は、本来であれば情報館で機能させなければいけなかった部分なのかなって私自身は思います。しかしながら、現時点で情報館の機能という部分については、町内商品の販売、さらには立ち寄った人へのいろんな道案内等の情報案内という限られた部分でしか機能が果たされていません。私自身、期待しておるのは、この活性化センターで

一人でも多くの方がこの勝浦町に興味を持ち、さらにこの勝浦町に移住をしてもらえるような仕組みづくりという中身について、特に多くの議員が疑問を抱いているこの活性化センターの機能について、しっかりと熟慮をされて、議論されて、少しでもいい仕組みづくりという部分に取り組んでほしいなと思っておりますので、この点について、最後に町長の決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 情報館の例も出ました。というのは、議員も議員のときでなかったですかね、県下のいろんな情報、道の駅のところに見学に行かれた。いずれにしても、情報機器の使用ってというのは非常に余り長く続いていないというような状況もございました。そんな例も見ておりましたので、今は全く情報というよりも町のいろいろな食べ物屋さんとか、そういう客を集客できるような施設にかかわっております、それは私はそれでよかったなと思っております。ほやけん、情報集積するなり、いろんな人が気楽に立ち寄れるような場所として活性化センター、イメージをも何点か、7点ほど書いてありますけども、できるだけ町外の人、また町内の方が気楽に立ち寄って情報の交換、または気安くいろいろ観光の施設の案内もできるような、そして勝浦の人間性が非常に豊かな人間性を持っているというようなことも町外の人に知ってほしい、そんな施設になってほしいなということでございまして、まだ周辺の整備につきましても、前回、道の駅のときに、地元の方は理想としていろんな図を描いていただいておりますけども、私はそこまでまだ、具体的に公園つくるとかということは、具体的な絵は描けていないのが現状でございました。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 他に議案第5号に対する質疑ございませんか。

質疑だけをしまいしようと思うたんやけんどな。質疑だけはちょっと済ませておきたいん、日程上。

6番 籾議員。

○6番（籾 公一君） 議案第5号について質疑を行いたいと思っておりますが、ちょっと関連することもあるんですが、12ページの、今出ております工事請負費で宅地造成の件なんですが、建設課長に尋ねますが、当初予算で造成費、工事721万9,000円が計上されてましたが、今の答弁の中にもありましたように、もう造成工事は始まっている

というようなことで、これの入札金額は幾らだったのでしょうか。

それと、参事に尋ねますが、同じ項目で予算書の書き方について、今、活性化センターの話も出ましたが、活性化センターの工事費が3,801万6,000円がこの工事費の中に含まれていると。その財源は、6月の補正予算で用地代のときに財源として計上された国県支出金666万6,000円を充てるという説明でありました。そもそも6月会議のときに、これ済んだ話で申しわけないんですけれども、そのときに気がつかなくて、用地の購入に国、県の予算が充てられてもいいもんなんかどうか。今回のセンターの工事費の財源に国、県の支出金が充てられるのであれば、今回この予算書にそれがないとおかしいと私は思うんですが、こういうような予算書、財源の書き方で適正なんかどうか、その点、この2点について答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 造成工事の入札結果におきましては、設計金額が721万8,720円に対しまして契約金額が572万4,000円で、140万円ほどの請け差は一応出ております。

以上です。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回、地域活性化センターに係る補助金の計上の仕方ということでございますが、これ、6月の会議のときに、過疎地域等活性化推進交付金として申請を既に5月にいたしておりました。この経費といたしましては、施設費、工事請負費と設計費といったことが対象経費になるということで申請をいたしておりました。このときに、6月議会で上げたのは、実際は工事費も同時計上したかったというところはあるんですが、議会のご意見もあり、もう少し検討しながらということになりました。今回6月に上げたのは、申請をして早期に予算計上を確約していたということがあり、とりあえず設計費はそのときにお願いしてご承認いただいたということもあり、このときに同じように666万6,000円を財源として計上いたしました。ただ、この経費といたしまして、用地費は対象になっておりません。起債のみの用地費に対する財源ということで、非常にちょっとイレギュラーかなというところはあるんですが、国に対する姿勢というところになり、予算計上をここでさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 6 番議員。

○6 番（籙 公一君） そしたら、建設課長、今、造成費、入札結果からすると約140万円ぐらい入札のほうが安かった。これはコストとしてそんだけ分は安くなるというような判断でええんでしょうかということと、参事に予算書のこと、当初は6月に建設の工事費も入れるつもりだったということで、国、県のこの補助金のところにこういう計上をしたというような説明だって、多少イレギュラーなやり方だということですが、今回、もし仮にこの予算書でこの工事費、活性化センターの3,800万円で減額修正をもし私が出そうとした場合、2,000万円減額するとしたって、歳入のほうも当然いらわないけませんわね、修正を出す場合は。そのとき、ここでは国、県のほう触れませんわね、この予算書では。予算書に載とらんのか。そういうやり方はできるのかどうか。だから、そういう面から見てもちょっとおかしいんじゃないかなというようなことと、こういうやり方っていうのは今までもずっとされてきったのかどうか。今回、第一読会のときも、教育委員会の例の阿南バスのときに70万円の財源100万円で残りの30万円は当初予算のほうに充てるとか、そういうことをしてきたら、事業に対する財源っていうのがはっきりわからないような状況になってきて、通しで見れば当然合う話なんです、結局予算書の規律性の問題というか、的確性という場合に、私たちもわからんようになってくるんで。このときの予算は何月の議会ですととかという話になってきたら、事業に対する財源がきちっと示されてないというようなことになるんで、ここらあたりどのように判断してるのか。本当に今回がイレギュラーで、通常的にはこういうことはやらないけどたまたま今回なったということなんか、そこらあたりの答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） ちょっと私からも言いますが、イレギュラーっちゅう意味がようわからんのか。これはもうもう一回答えておいてくれなんなら。議会ではんな言葉が使えるのかどうか。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 今回の請け差につきましては、販売価格には影響いたします。当然、投資額に対して減額、マイナスがありますので、結局売り値には反映するというふうなことでございます。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 先ほどの説明の中で、予算を計上する場合、歳出経費で補助対象額、それに基づいて補助率、いろいろあるんですが、率で掛ける場合と定額というふうに決まっている場合があると思います。それから、経費にいたしましては、補助対象経費と、あるいは補助対象事業以上のものをしていというところの単独経費を持ってする場合がございます。こういった場合については、補助率よりは一般財源のほうが大きくなるということで、ふだん、普通の予算計上の仕方につきましては、一緒に全体の事業経費を出して、それに対する補助金、あるいはその裏の一般財源というふうに出すのが普通かなというところがございます。もしそれが補助金が減った、あるいはふえた、また事業費が減ったふえたっていうようなところの最終的な実施事業に対する補助金の増額、減額っていうのは、少なくとも3月補正で出していくというのが通常かなとは思いますが。こういったケース、絶対ないとは言い切れなくて、特に起債部分等であれば、3月会議が終わった後で、以前は増額の修正が可能でした。またその起債が町にとって有利な、後々の交付税措置等が大きい場合というようなものがあれば、その起債を借りるといような判断もいたしておりました。それを3月31日の専決議案ということで、先に3月31日で決めさせていただくと。このあたり、ちょっとタイムラグあるんですが、起債のほうでそういったことができるのが、4月の初めぐらいに起債の申し込みをしたりするところがありまして、そういった措置をとっていたのがずっと以前のやり方でした。最近では起債のほうになかなか枠が厳しいし、勝浦町がもらっている起債っていうのが交付税措置等の高い起債を中心にやっている部分で、なかなかそういうことができなくなっているんですが、補助金につきましても、こういった起債につきましても、今言われましたように、減ったりふえたりというようなことは、議会に提案した後も、国あるいは県の情勢等によって変わってくる可能性はあります。そのあたりを3月の補正で実績見込みに合わせたものに修正させていただくっていうことを、今通常の予算では処理させていただいております。

○6番（筈 公一君） いや、これ質問でないんやけどな。ちょっと答弁の確認だけ。

○議長（国清一治君） ちょっと、小休します。

午後0時14分 休憩

午後0時15分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

一旦休憩します。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

先ほど、6番議員の答弁にちょっと不十分なところがありますので、もう一度お願いしたいと思います。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 先ほどの質問でございますが、まず通常の予算の仕方につきましては、事業に係る全体の経費を上げて、それに見合う財源っていうのを一緒に上げていくというのが通常のやり方であろうかと思えます。ただ、今回6月会議におきまして予算化したときに、全体経費の予算化ができなかった……。

○議長（国清一治君） いや、ちょっと待って。ほれを言ったらおかしなるんよ。じゃろ。ほれ言ったらおかしなるんよ。

○6番（節 公一君） 今回の予算書で修正した場合に、2件の補助金に対して影響出えへんのかっていう、触れんのはこの予算書がええんかっていうことを聞いている。今までにこんなこともあるんか、しとんかということ。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回もし減ったとしても、最終的に国からの補助金が支出されるのは全体の事業が終わった、確定した後に決まった補助額がただけのということになろうかと思えます。そういった事業は多々ありまして、事業が大きくなって、補助金の枠がもっとあれば補助額がふえるし、反対に事業が減って補助金の額が既にいただいている内示額より減るときには減ったほうの予算で計上しまして、国からの支出金は実績に見合うだけの補助金が入ってくるということの処理となります。

○議長（国清一治君） 小休，小休。

午後1時31分 休憩

午後1時38分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

他に質問はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） この地域活性化センターの事業費に、もう一度私の頭の中の整理ができてないのでお伺いしますが、参事が言よった補助金は見合った事業に対し後でついてくる。ふえる減るも、ほれはわかっとなです。わかっとなですが、この666万6,000円の6月に予算書ができたときに設計委託費、ほっからは設計委託には使ったんですよ。それは使ってない。これから使うっていう予算だったんに対して、ほの内訳の中の470万にして残金、補助金は今回に国県支出金で載せるべきだったんではないですか。でもないん。

それか、6月と11月の予算書の書き方が何かどうなんだろうなって私も思うんですが、今回は補助金がついている事業に対して、一般財源が多い、補助金がゼロですね、建設費に対して。その点がちょっとよく理解できんのんですが、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（国清一治君） それだけ。

野上参事。簡潔に言うてください。ほんなに問題でないんで。3月のこととかでなしに、今回の予算の財源はこれでええんかという話なんです。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） いいか悪いかといえば、今回これで行かせていただけたらというふうに思います。なぜかという話を、今回の補正額に対しまして起債のほうが充当されます。で、6月の予算化からあわせまして、全体の事業費を見まして、そこから国庫支出金が充当される分、それから起債が充当される分ということで、差し引いた額になります。当初、国に要望したときに、おおよその事業費が執行部のほうでもそう高くないというような思いから、2,000万円ほどで、多少の単独費もあったんですが、国のほうには要望しました。そのために、3分の1ということで666万6,000円という補助金が入ってきました。残りがおおよそ1,340万円ほどですか、それに対して起債が充当されるというような予算を考えておりました。それで6月会議に予算化を初めて起こそうしたときに、設計のほうでここまでの事業ということで申しましたところ、設計のほうからこれだけの工事費では十分な工事は必ずでき

ないであろうということで、6月会議では計上できなかった3,000万円余りの工事費が出てきたわけでございます。

それと、用地購入費に関しましては、6月のときに1,800万円で計上させていただきましたが、これにつきまして、6月補正ではちょっと起債の充当が未確定であったために、今回の補正で用地費を含む分についての……。

○議長（国清一治君） 余計おかしい。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 地方債の充当というふうになっております。この3,800万円につきましては、用地費及び工事請負費、ただこれは状況にもよりますので100%ではございません。

○議長（国清一治君） いや、これははっきり言うて海川課長にも関係するけん、これ海川課長が出しとると思うんよ、もとは、この予算は。だけん、ほこらはきちつと、これをチェックするのが財政担当だと思ふんやけんど、実際は。

3番議員。

○3番（美馬友子君） 今回の事業費は流用ではなかったんやね。事業費の財源は適切だったとこちらは理解したらいいんですか。

○議長（国清一治君） ちょっと担当課長にもちよつともとを聞いて、私から言うたらおかしいけど。ちょっと担当課長も答えてくれなんたら。積算は担当課長がしとるはずや。6月も含めて、今までの議論聞いとると思ふ。お願いします。

海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 6月会議のときに、この666万円という財源を計上いたしております。そのときの出といたしましては、公有財産購入費と設計費という形で出のほうは組まさせていただいております。その財源として666万円を計上したわけでございますが、過疎地域自立促進推進交付金の5月に補助金の申請をするに当たり、予算計上を確約していたというところがあったために、予算上、666万6,000円を計上する必要があったということが、このときの6月会議における入と出のバランスがこうなったということでございます。本来ならば、確かにこの財源に必要な設計費に係る補助金を6月会議に計上し、本会議におきまして工事費の補助金を計上しておいたほうがわかりやすく説明がしやすいと考えております。ただ、推進交付金を国に向いて要望なり申請もしていく段階で、補助金申請をする中で666万円の予算計上

が必要であったという確約をしていたというところが、6月の会議において入として計上したといったところが主たる理由と考えております。

○議長（国清一治君） 今の答弁はちょっと近い答弁やけど、間違いは間違えとる。

○10番（大西一司君） まあ、ええと思うてやったんだろう。その程度やな。

○議長（国清一治君） ほかに質疑はございませんか。

1番議員。

○1番（仙才 守君） 一応確認のために聞いておきます。

14ページの上のほうの非常備消防費というところに委託費と、それから工事請負費ということで1,100万円というのが計上されております。これの説明が、主に坂本地区に使うというふうに説明でされたのか、これ多分、防火用水のことだろうと思うんですけど、もう一度ちょっと細かい説明というか、そんなに細こうのうてもええんですけど。一応、こんなにかかるのかなというふうにちらっと思ったものですから。説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 予算書の14ページ、非常備消防費の工事請負費1,100万円でございますが、これ、坂本地区の前に坂本小学校のプールであったところに建設する予定の防火水槽の工事請負費でございます。当初、28年度の防火水槽、2カ所を予定しておりまして、石原地区の防火水槽、それから坂本のここの防火水槽、2カ所ございましたが、石原地区の防火水槽のほうが少し進んでおりまして、両方で予算化は1,800万円程度ということで見込んでおりました。ただ、やはり防火水槽を設置する位置等で坂本のほうが多くかかるであるということで、1,000万円余りを坂本用、それから残り800万円ぐらいまでで石原のほうができるのではないかとということで予算化をしておりましたが、まず石原地区の防火水槽が設計を起こしますと900万円を超えておりました。今、工事をしておりますが、坂本地区の防火水槽、坂本地区とも説明会を開き、どのような位置でどういうふうにとということで、防火水槽の地区の要望もお聞きしておりましたところ、プールを全部除去して、集会所に近い、東側のほうに100トンの防火水槽を設置したいと。プールを除去した後については、駐車場等で利用したいというような要望もあり、測量を測量会社、勝浦町内の事

業者に行っていただきまして、その測量をもとに建設課のほうにおいて工事を積算しました結果、1,800万円ほど坂本だけでかかるってというような設計が上がりました。このために、今残っている防火水槽の費用と、それと今回の1,100万円、おおよそ2,000万円で、今回防火水槽の事業に着手したいということで予算計上をさせていただいております。ちょうど道路に面したところで、擁壁等もちょっと心配な面があるので、多少の単独費についてもここの中に含まれております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 了解ですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑がなければ、議員間の自由討議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、自由討議に入りますので、執行部の方は退席をお願いします。

小休をします。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第5号について、議員間の自由討議を行いたいと思います。

どなたからでも発言をお願いします。

先ほどのいろいろな答弁がございまして、そこらを含めてお願いします。もう挙手だけで結構ですので。

ないですか。

6番議員、ないですか、自由討議。そのままです。

○6番（鄧 公一君） 今回の補正予算について、私が特に言いたいのは、活性化センターの整備について。きのうも一般質問では取り上げたんですが、やはり今回、私の聞く範囲ではこの金額、今の執行部の答弁の中にも出とったけど、執行部のほうでも当初はこんだけのことをしてなかったというようなことを言っていましたわね。これ

が本音と思うんですよ。執行部でもほういう話が今出たわけで、住民の方もまず何をやるか、中身を決めてから整備していくべきやという声が多くあります。聞くところによると、行き先も決まったらバスに乗れって言うんかというような意見、言うところは同じなんです。それで、きのうの一般質問の答弁もいただきましたが、今後、これの執行に当たっては、多くの人の意見を聞いたり、本当に必要なものだけを整備していくというようなことをしていきたいんで、地方創生の特別委員会でこの中身をもっと精査していく必要があるのかなと。きのうの予定では、12月までにもう実施設計をして、発注は年度内で来年度早々に工事完成を目指す言よったんですが、答弁でも余り急ぐ必要がないと町長も言ってますんで。じゃあ、年内の実実施設計って、ほんなら議会に対する説明はいつしてくれるのかなというような話になるし、何か言うのと現実に進んでいくのが違うなというような気がしますんで、これはちょっと特別委員会でも開いて進めていくかなと。そもそも今回、非常にまれなケースと思うんで、普通、本来は住民の要望とかを聞いて、議員のほう町のほうにこういうことをしたらどうか、こういうことをしてくれっていうことを要望しても、町のほうがいや、財政の面上とか予算上こんだけしかできんというんが普通なんやけど、今回は住民や議員のほうそれがそれほまでに必要でないんでないかっていうのに町のほうするするする、何か物すごく違和感を感じるんやね、このやり方。町にはほんなお金があるんだろうかというような気がしますんで、やはり執行状況は議会としてもチェックしていく必要があるなというような感じがします。あえて修正を出すまでは言いませんけれども、そんなような気がします。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。自由討議ですので。

6 番議員。

○6 番（節 公一君） 済いません。今のことについて、私も個人的なことでありまして、ある程度設計士さんにも聞いてみたんですよ、いろんなことを整理するのに。それはまあ2,000万円もあれば十分できるというようなことでもありましたし、ほんで後で追加工事をして割高にはならないと、ほとんど。そういう意見も私も聞いた上でこういうことを言ってます。

以上です。

○議長（国清一治君） ほかに、この補正全体についても結構ですので。

特にないですか。

熟済会議でも町長のほうから修正を出したいと、流れとしてそういう話も出てますので、それを見てからでも質疑はできますので、自由討議は打ち切ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 以上で自由討議を終了します。

議事日程の都合により、休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時04分 再開

○議長(国清一治君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○町長(中田丑五郎君) 議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第4号)について、原案を撤回し、指摘事項を修正の上、再提出したいと思っておりますので、ご承認をくださるよう提案をいたします。

以上でございます。

○議長(国清一治君) お諮りします。

ただいま町長から、議案第5号について、原案を撤回し、指摘事項を修正の上、再提出したいとの提案がございました。

これを承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ございませんので、そのように決定します。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時09分 再開

○議長(国清一治君) それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

ただいまお手元に議案第5号の修正案が配付をされております。町長から修正案の説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) それでは、議案第5号の修正案の説明をさせていただきます

す。

議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）につきまして、歳入歳出予算の補正額でございますが、2億3,355万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を37億8,607万4,000円とすることにいたしておりましたが、きょうお手元に配付させていただきましたように、修正後は補正額を2億4,805万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を38億57万4,000円とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当参事から説明をいたさせますので、ご審議をいただきご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） それでは、野上参事から修正された箇所の詳細説明をお願いします。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 修正箇所のみを報告させていただきます。

1枚お開きいただき、2ページをごらんください。

14款県支出金と18款繰越金の間に17款繰入金がございますが、この欄を削除いたしております。

それから、その下、18款繰越金の補正額につきまして、補正前は4,157万6,000円となっておりましたのを3,807万6,000円。それから、その下の1項繰越金も同様でございます。計の欄をごらんください。補正前は1億9,139万1,000円となっておりましたのを1億8,789万1,000円に修正いたしました。その下の1項繰越金についても同様でございます。それで、歳入合計の補正額、2億3,355万8,000円となっておりましたのを2億4,805万8,000円と修正いたしております。それから、歳入合計の計、37億8,607万4,000円となっておりましたのを38億57万4,000円に修正いたしております。

3ページをごらんください。

歳出の……。

○議長（国清一治君） 参事、事項別明細で歳出ええんでないですか。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） いいですか。

○議長（国清一治君） はい。そのほうがわかりよいし。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今、議長からそのように提案がありましたの

で、飛ばしていきます。

事項別明細で直っているところを報告いたします。

歳出の10ページをごらんください。

一番上、18款繰越金とありますが、ここに17款繰入金の欄がございました。これを全て削除いたしております。それで、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の補正額、修正前は4,157万6,000円とあったものを、修正後は3,807万6,000円でございます。

○議長（国清一治君） 参事、ほれさつき言うたで。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） ああ、言いました。

○議長（国清一治君） じゃけん、歳出の事項別でお願いします。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 歳出の事項別。はい。

飛びます。12ページをごらんください。

歳出、3、歳出の事項別明細でございますが、中段の表、2款総務費、2項企画費、1目企画費の補正額、修正前が4,585万6,000円となっておりますのを、修正後は4,235万6,000円となります。下の計の欄も同様でございます。それから、横の計、修正前が2億5,945万5,000円となっておりますのを2億5,595万5,000円と修正いたしております。下の計も同様でございます。財源の内訳で、一般財源、修正前が685万6,000円となっておりますものを335万6,000円に修正いたしました。下の計も同様でございます。節ですが、15節工事請負費、修正前が4,165万4,000円となっておりますものを3,801万6,000円に修正してございます。右横の説明欄の工事請負費についても同様でございます。それから、19節との間に18節備品購入費がございまして350万円となっておりますが、修正後はゼロでございますので、欄が消えております。それから、22節補償補填及び賠償金につきましては、当初工事費で組んでおりましたが、それをゼロから363万8,000円に修正いたしております。右横の説明欄についても同様でございます。

1枚めくって13ページをごらんください。

一番下、7款土木費、2項道路橋梁費、3目県単道路改良費につきまして、補正額マイナスの1,040万円となっておりますものを760万円に修正いたしております。そのまま下の計欄も同様でございます。それから、横の計欄につきましては、修正前が

2,442万5,000円となっておりますものを4,242万5,000円に修正いたしております。
下の計につきましては、1億6,315万7,000円となっておりますものを1億8,115万7,000円に修正いたしております。それから、財源内訳でその他のところでマイナスの1,800万円となっておりますものを、ゼロになりましたので消えております。下の計の欄も同様でございます。それから、節でございますが、13節と22節の間に17節公有財産購入費がございまして、マイナスの1,800万円となっておりますものがゼロとなりましたので、この欄消えております。

14ページをごらんください。

17款土木費の合計が出ておりますが、補正額がマイナス1,040万円となっておりますものを760万円に修正いたしております。その横の計につきましては、2億3,734万8,000円となっておりますものを2億5,534万8,000円に修正いたしております。その横の財源内訳でございますが、特定財源のその他の項でマイナス1,800万円が計上いたしておりましたが、修正後はゼロでございます。修正場所については以上でございます。

○議長（国清一治君） ただいま修正案について説明がありました。

これに対する質疑はございませんか。

ありませんか。

質疑なしでよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定をいたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第5号の討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたしま

した。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしということで、これより議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) 賛成者多数です。したがって、議案第5号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第4号)については可決することに決定しました。

小休しましょうか。

それでは、小休いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長(国清一治君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長(国清一治君) 日程第4、議案第1号、勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第9号、平成28年度勝浦町消防団第7分団小型動力ポンプ積載車調達業務に係る物品購入契約の締結についてまでを一括して議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はございませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

ないですか。

6番籾議員。

○6番（籾 公一君） 議案第8号、平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

住民課長に尋ねますが、今回、この横瀬の宅地造成事業に関して、集落排水の、4軒があそこに入ったと仮定したときに、桝のほうが許容量が足りないから新しくするのに、今回300万円余ってのこの金額が補正で出されているんですが、私がちょっと一つ懸念するのは、集落排水事業、供用率を上げるために新規の加入者をふやす、もしくは既に今までの施工したところの加入者をふやすというようなことで進めているんですが、今回加入者がふえることによって経費がたくさんかかるわけです。言うたら入会金1戸当たり30万円、4軒入ってもらっても120万円の入会金が入るけれども、町のほうの費用としたら330何万円かかる。っていうことは、入ってもらっても費用がかかるというようなことでは、これちょっと弱るんではないかなというような気がします。

それで、今回の場所も、そんなに高いところにあるとか離れたところにあるわけじゃないんで、私たちは既にあるやつで行けるんじゃないかなというような感じがしたんです。今回、こういうことになって、ええ、ほんなにかかるんかなというような気がしたわけですが。そこで、もし今後、集落排水ですから、横瀬地区で新しく宅地造成とか、当然民間でもいいんですが、家を建ていった場合に、まだまだ容量的に足りないというような場所はたくさんあるのかどうか。私は出見世地区とかだったら密集しとるから既にいけるんじゃないかなと思うんですが、今回のような地区をした場合に、家は建ったけれども容量が足らんから町がお金を出さないかんというところがまだたくさんあるんだったら、それもちょっと事前に知っとく必要があるかなというようなことで、答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 籾住民課長。

○住民課長（籾 和夫君） 6番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

基本的には、先ほどおっしゃられてました横瀬の出見世地区のようにたくさん住宅

が密集してるところには、かなり配管、それから設備等が整備されております。ただ、今回もたまたま周辺にそれだけの容量がなかったということなんですけれども、新しく、全く住宅が建ってないようなところに住宅団地のようなものができると、恐らく配管がされておられませんので、その主の配管、それと同じように真空桝等の設備工事っていうのは必要になってこようかと思えます。ただ、現時点で集落があるところに関しましては、一般的にはある程度、自然流下で対応できる部分があるかと思えますので、たくさんの住宅が建たない限りはそういうことは発生しないんじゃないかというふうに想像しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（籾 公一君） そこで確認なんですけど、今回、当初の造成費の予算を立てるときには、もともとは集落排水には48万3,000円という予算、これは建設課のほうで出した予算にはそういう予算で事業が組み立てられてたわけですね。私ども、これぐらいだったら当たり前かなと、そのぐらいの工事は要るかなというように思ってたんですけど、今言いましたように、思わんところで容量不足ということがあって、新しい工事費がかかる。今言うた今後、新しい住宅なりができる場合、これは今回のことを教訓にせないかんと思うんですけど、事前にそこらあたりのことは住民課とよくしておけば、住民課のほうではわかるようなことにはなってるんですか。

○議長（国清一治君） 籾課長。

○住民課長（籾 和夫君） 議員ご質問のとおり、現在どういうふうな配管がされているか、どれぐらいの容量といいますか圧がかかっているかということにつきましては、一応配管図のほうがございますし、追加等々ございましたらそれを修正していつてということで、一覧の地図を持っておりますので、そちらのほうで住民課のほうとして判断するという事は可能かと思えます。

ただ、実際に、今回もございましたが、予想もしてないところという言い方はおかしいんですけども、余分な配管等があって遠回りをしなければならないということっていうのは、場合によったらあり得るかもしれませんが、基本的には住民課のほうである程度の予想はできると思えます。

以上、答弁いたします。

○議長（国清一治君） 議案第8号について、他に質疑はございませんか。  
ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑なしと認めます。  
次に、議案第9号について質疑のある議員は発言をお願いします。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までと議案第6号から議案第9号までの8件を一括して  
討論と採決を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
この採決は起立によって行います。  
本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） ありがとうございます。  
賛成多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第4号、議案第6号から議

案第9号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、本日追加提案されました、日程第12、議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第12号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてまでを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、追加で上程をさせていただきます議案につきましての提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け、本町におきましても特別職の職員の給与等の改定をするものでございます。

議案第11号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましても、国の人事院勧告及び県の人員委員会勧告を受けまして、本町においても職員の給与等の改定をするものであります。

次に、議案第12号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

これは、人事院勧告による給与改定や杉の子支援事業、臨時福祉給付金事業の取り組みに対し、その費用を予算計上するものであります。補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,814万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,872万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきましてご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） それでは、議案第10号から議案第12号までについての詳細説

明を野上参事からお願いします。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 初めに議案第10号について、詳細説明を申し上げます。

議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。今回の条例改正は条立てで改正しておりまして、第1条は平成28年度に施行する条例の改正で、第2条は平成29年度以降に施行する条例の改正となっております。

第1条は、条例第4条中、12月に支給する期末手当を100分の165から100分の175に、0.1引き上げる改正でございます。

第2条は、平成29年度から支給する期末手当の額を改正するもので、条例第4条中、100分の150から100分の155に、これは6月期末手当分でございます。第1条で改正しました12月支給の期末手当、100分の175を100分の170に改めるものでございます。

施行日につきましては、第1条は公布の日から施行し、第2条は平成29年4月1日から施行することといたしております。

なお、参考ではございますが、勝浦町議会議員期末手当支給条例についても、期末手当の額は、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の例によることとなっております。

続きまして、議案第11号をごらんください。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

この改正条例も条立てで改正しておりまして、第1条は平成28年度、第2条は平成29年度に施行する条例の改正となっております。

第1条は、平成28年12月に支給する再任用以外の職員の勤勉手当について、条例第21条第2項第1号中、100分の80から100分の90に、0.1引き上げる改正でございます。再任用職員の勤勉手当についても、同項第2号中、100分の37.5から100分の42.5に、0.05引き上げる改正でございます。月例給の改正といたしまして、別表第1、行政職給料表と別表第2、医療職給料表を改め、例えば行政職であれば0.11%、

おおよそ411円等の引き上げとなっております。

第2条は、平成29年度から段階的に改定する扶養手当の改正と勤勉手当を改正するものでございます。扶養手当につきましては、配偶者の扶養手当を、現行の1万3,000円から、平成29年度は1万円に、平成30年度からは6,500円に改正し、この扶養手当を現行の6,500円から、平成29年度は8,000円に、平成30年度からは1万円に改正するものでございます。このため、条例第10号第2項第2号中にある「子及び孫」と並記されているものを、第2号を子について、第3号を孫について、分けて定めたものでございます。

勤勉手当につきましては、再任用以外の職員の勤勉手当について、条例第21条第2項第1号中、100分の90から100分の85に改正するものでございます。再任用職員の勤勉手当につきましても、同項第2号中、100分の42.5から100分の40に改正するものでございます。

施行日につきましては、第1条は公布の日から施行し、給料表の改正規定は平成28年4月1日から適用し、勤勉手当の改正規定は同年12月1日から適用することといたしております。第2条及び附則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第12号をごらんください。

議案第12号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第5号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

特定財源といたしまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額2,643万4,000円の追加補正につきましては、歳出3款民生費、臨時福祉給付金事業に充当される民生費国庫補助金でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、補正額は100万円の追加補正につきましては、歳出2款総務費、勝浦町杉の子支援事業に充当される杉の子基金繰入金でございます。

一般財源といたしまして、18款1項繰越金、補正額71万4,000円を計上いたしております。

歳入合計の補正額は、2,814万8,000円となっております。

3ページをごらんください。

歳出は、1款議会費、1項議会費、補正額71万4,000円を追加するもので、給与改定に伴う期末手当を補正するものでございます。

2款総務費、2項企画費、補正額100万円を追加するもので、勝浦町杉の子支援事業補助金を補正するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、補正額2,643万4,000円を追加するもので、臨時福祉給付金事業について補正するものでございます。歳出合計の補正額は、2,814万8,000円となっております。

続きまして、企画総務課関係の補正予算につきまして、事項別明細3の歳出で説明させていただきます。

7ページをお開きください。

1款1項1目議会費の3節、職員手当等、補正額71万4,000円につきましては、平成28年度給与改定のうち、期末手当の改定によるもので12月に支給される期末手当、100分の116から100分の175に、0.1カ月分引き上げることとなった等のために補正するものでございます。

2款総務費、2項企画費、1目企画費の19節負担金補助及び交付金、補正額100万円につきましては、住民が起業するときに支援するため積み立てられた杉の子基金を活用して勝浦町杉の子支援事業を予算計上いたしておりますが、当初予定の1件100万円から本年度2件の申請の申し出があったことから、追加の100万円を補正するものでございます。

以上、企画総務課関係の議案第10号、第11号、第12号の詳細説明でございます。ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第12号のうち福祉関係について、大西課長から説明をお願いします。

大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 議案第12号、福祉課関連の部分を説明させていただきます。

議案書の事項別明細書、7ページをお開きください。

まず、事務経費でございますが、3款の民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉費で、3節、従事職員の時間外勤務手当を約100時間と見込み、20万円。その下、

4節では臨時雇い職員の社会保険料等を6万円、7節、臨時雇い賃金を1名3カ月と見込んで38万5,000円。その下、11節は申請書等の印刷費、消耗品等で25万3,000円。その下、12節では通信費、金融機関の手数料等で51万9,000円。

8ページに移ります。

13節委託料は、システム更新に係る委託料として97万2,000円。その下、14節、賃借料でございますが、コピー機等のレンタル料として4万5,000円。以上が事務経費で、計243万4,000円となります。その下、19節は交付金で1人当たり1万5,000円で、少し多目に1,600人分を見込んで2,400万円。事業費歳出の事務費と事業費の合計では2,643万4,000円。

資料6ページに戻ってください。

歳入になりますが、歳出に対する特定財源として、13款2項1目の1の7、臨時福祉給付金事業、国庫補助金として2,643万4,000円が充当されます。今年度中に一部申請、交付、受け付けを開始しまして、29年度に繰り越す事業となり、遅くとも6月末ごろまでには完成の予定でございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 以上で議案第10号から第12号までの詳細説明は終わりました。

それでは、議案第10号から議案第12号について、総括質疑を行います。

まず、議案第10号について、質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第11号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 次に、議案第12号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ないですか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) それでは、以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第12号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第5号)についてまでを第二読解に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第10号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はございませんか。

第12号、補正予算

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第10号から議案第12号までの3件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(国清一治君) ありがとうございます。

賛成多数と認めます。したがって、議案第10号から議案第12号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 次に、日程第15、報告第1号、勝浦町子育て交流支援センター改築工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 報告1件についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条の第1項の規定によりまして、町長の専決処分事項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものがあります。

報告第1号は、勝浦町子育て交流支援センター改築工事変更請負契約の締結についてであります。これは、勝浦町子育て交流支援センターの改築工事につきまして、緊急に請負工事契約の変更が必要となったため、変更契約を締結するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、以上で提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（国清一治君） 続いて、詳細説明を大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 開会時にお配りしました報告第1号の資料をお願いいたします。

2ページでございますが、勝浦町子育て交流支援センター改築工事変更請負契約の締結について、次のとおり工事変更請負契約を締結する。

1、契約の目的、勝浦町子育て交流支援センター改築工事に係る地盤改良工事。

2、工事箇所、勝浦郡勝浦町大字沼江。

3、契約の方法は、変更請負契約。

4、契約の金額、追加216万円で合計は6,693万8,400円となります。

5、契約の相手方は、勝浦郡勝浦町大字沼江字平間95番地の株式会社大高工務店代表取締役大高貴夫。

資料4枚目のほうに工法につきましての、10月27日に熟尽会議で説明したとおりでございますが、現場での調査結果に基づきまして天然砕石パイル工法を採用、地中高3.25メートルが61カ所、同2.75メートルが16カ所施工します。その次の5枚目に標準的な工法の断面を添付してございます。補強地盤面から20センチは砕石ベタ打ちの基礎根入れ深となり、そこから計40センチの砕石を筒状に敷設いたしますので、補強の深さは深いところで3.25メートルとなり、砕石パイル1本当たりの負担面積は4メートルほど、地盤改良の強度は、建築技術性能工法の性能証明で立証されたとおり相当堅固なものになっております。

以上です。

○議長（国清一治君） 説明は終了しました。

この際、質疑はございませんか。

ありませんか。

○10番（大西一司君） ちょっと質疑あったって。質疑やな。

○議長（国清一治君） はい、質疑。

○10番（大西一司君） 報告の質疑ってだめかいな、これは。

○議長（国清一治君） はい、いけます。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） ほな、報告のこの件、第1号について少しちょっと。質疑とかお話をしておきたいんですが、専決ということであるんですが、我々、議会、通年会議制をとってございまして、極力専決処分っていうのは本当はもうないもんというようなことで進んでおりますし、今回、急に地盤が軟弱で補強せないかんという緊急なことであったかとは思いますが、しかしやっぱり基本的なそういう、専決を極力なくすというような方向でございますので、理事者側にとってもこの点十分認識の上、今後ともそのような方法をとっていただきたいと思っておりますので、議長の配慮、よろしゅうお願いします。

以上です。

○議長（国清一治君） 今の件について、通年会議制をとってますので、極力各月の会議にかけていただきたいと思えます。これは特に担当課のほうが責任があると思うんですけど、どんなです、一言もらいます。

○10番（大西一司君） 不要です。

○議長（国清一治君） 答弁いいですね。

○10番（大西一司君） はい、いいです。

○議長（国清一治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で報告は終了しました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については

原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

私から一言申し上げておきますが、本日の日程第1、27年度の各会計の決算認定について、認定はされましたけれども、採決では可否拮抗するような事態になりましたので、私のほうから問題の点について町長に文書で意見書を提出いたしますので、今後このようなことが起きないように、周知徹底を図っていただきたいと思います。

それでは、28年11月みかん会議閉会に当たり、中田町長から挨拶をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしておりました各会計の決算の認定、そして全ての議案につきまして、ご審議をいただきまして、ご決議賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本会議の一般質問におきましても、多方面にわたりまして、本町の行政推進につきまして貴重なご提言をいただきましたことにつきましても、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。このたびの決算認定におきましても、いろいろとご意見いただきまして、私を含めて職員一同、やはり緊張感を持って行政の事務事業に当たることが非常に大切だというようなことも再度認識を新たにしまして、今後、行政の執行に取り組んでまいりたいということでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、このたび団体の受賞をされました方々がございましたので、報告をさせていただきます。坂本グリーンツーリズム運営委員会が、2016年の豊かなむらづくり全国表彰で農林水産大臣賞に選ばれました。そして、NPO法人阿波勝浦井戸端塾が、平成28年度徳島集落再生表彰の最優秀賞を受賞されました。今回受賞されました2つの団体におかれましては、心からお祝いを申し上げますとともに、これまでの地域のにぎわいづくりを一生懸命にいただいたことに対しまして心から感謝を申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を心からご祈念申し上げます。今後ともにぎわいのあるまちづくり、活性化に向けまして、会員の皆様方のご健勝を心からお祈りを申し上げます。

さて、いよいよ12月も押し迫ってまいっております。年末に向けまして、きょうも

雪が降ったほどでございます。寒さが一段と厳しくなっていくと思われております。議員の皆様方におかれましても、健康に十分ご留意されまして、ますますのご活躍をされますことを心からお祈りを申し上げまして、今後とも町行政発展のために格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（国清一治君） ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 18 分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員